

仮想通貨および仮想通貨サービス・プロバイダに関する FATF 標準の実施に関する目標最新情報

2025年6月

金融活動作業部会（FATF）は、マネーロンダリング、テロ資金調達、大量破壊兵器拡散の資金調達から世界の金融システムを保護するための政策を策定・推進する独立した政府間団体である。FATF 勧告は、世界的なマネーロンダリング防止（AML）およびテロ資金供与対策（CFT）の標準として認められています。

FATF の詳細については、www.fatf-gafi.org をご覧ください。

本書および／または本書に含まれる地図は、いかなる領土の地位や主権、国際的な国境や境界の画定、領土、都市、地域の名称を損なうものではありません。

本報告書は、FATF の仮想資産コンタクトグループメンバーの作業に加え、FATF 加盟国および FATF 方式地域団体の FATF グローバル・ネットワークによる広範なインプットに基づいている。また、様々な民間セクターの利害関係者や仮想資産および仮想資産サービス・プロバイダ・コミュニティの代表者との協議も有益であった。FATF は、この演習に貴重な貢献をしてくれた以下のブロックチェーン分析企業に特別な謝意を表す：Chainalysis、Lukka Inc、Merkle Science、TRM Labs。

参考文献

FATF (2025), *Targeted Update on Implementation of the FATF Standards on Virtual Assets/VASPs*, FATF, Paris, France, <https://www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/Fatfrecommendations/targeted-update-virtualassets-vasps-2025.html>.

© 2025 FATF/OECD. 無断複写・転載を禁じます。

事前の書面による許可なく、本出版物の複製または翻訳を行うことはできない。本出版物の全部または一部について、このような許可の申請は、FATF 事務局（2 rue André Pascal 75775 Paris Cedex 16, France）まで行うこと（ファックス：ファックス：+33 1 44 30 61 37 または e-mail：contact@fatf-gafi.org）

目次

| | |
|--|-----------|
| エグゼクティブサマリー | 4 |
| 主な調査結果 | 4 |
| 官民セクターへの提言 | 5 |
| 次のステップ | 7 |
| 序論 | 8 |
| セクション 1. VASP に関する FATF 基準 (R.15) の各国における実施状況 | 10 |
| 相互評価およびフォローアップ報告書における R.15 実施の全体的状況 | 10 |
| VA および VASP の ML/TF リスクアセスメントの課題 | 12 |
| VASP 体制の構築、実施、執行における課題 | 13 |
| FATF のトラベルルールの実施 | 17 |
| R.15 のグローバルな実施を加速するための FATF の作業 | 19 |
| セクション 2 : ML/TF/PF リスク | 20 |
| プレディケート・オフense、マネー・ロンダリング、テロ資金供与及び拡散資金供与における VA の利用 | 20 |
| ステーブルコイン | 21 |
| 分散型金融 (DeFi) | 22 |
| セクション 3 : FATF と VACG の次のステップ | 24 |
| 附属書 A 更新後の表 : FATF メンバーおよび VASP 活動が実質的に重要な国・地域による勧告 15 の実施状況 | 25 |

エグゼクティブサマリー

2019年、金融活動作業部会（FATF）は、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT）に関する世界標準を拡張し、仮想資産（VA）及び仮想資産サービスプロバイダー（VASP）に適用することとした。本レポートは、FATF グローバル・ネットワークの国・地域による標準（勧告 15（R.15））の実施に関する第 6 回目の対象レビューを提供するものである。¹

R.15 の実施を拡大するための FATF 仮想資産コンタクトグループのロードマップに沿って、本報告書は、VASP を規制するために VASP の活動が実質的に重要な FATF 加盟国及び FSRB の国・地域が取った措置の最新の表も含んでいる。

全体として、重要な VASP 活動⁽²⁾を有するいくつかの国・地域を含む国・地域は、2024 年以降、AML/CFT 規制の策定または実施、および監督・執行措置の実施に向けて前進している。しかし、VA や VASP に関連するリスクをアセスメントし、適切な緩和策を実施する上で、国・地域は引き続き課題に直面している。このような背景から、本報告書では、官民両セクターに対する主な改善点と提言を示している。

また、2025 年 4 月に開催された VACG 会合での VACG メンバーや民間セクターとの議論から得た知見やインプットに基づき、市場動向や新たなリスクに関するセクションも設けている。

主な調査結果

- 全体として、2024 年以降、R.15 の実施に伴い改善が見られる。より多くの法域がリスクアセスメントを実施したと報告したが、効果的なリスクアセスメントとリスクベースのアプローチは、多くの法域にとって引き続き課題である。
- 法域は VA/VASP セクターをどのように規制するかを決定しつつあるが、大きなギャップが残っている。部分的な禁止を追求する国や、ライセンス／登録を要求する国が増えているようだ。しかしながら、これらの枠組みがどの程度運用されているかを理解するためには、さらなる分析が必要である。
- VASP のライセンス供与と登録を義務付ける国・地域では進展が見られる。しかしながら、実際のライセンス供与と登録においてはさらなる進展が必要であり、法域は VASP 活動を行う自然人または法人を特定する上で引き続き困難に直面している。法域は、オフショア VASP のリスクを緩和するという課題を報告しており、ライセンスまたは登録の枠組みを有する法域の 3 分の 1 以上が、より広範なアプローチを適用し、オフショア VASP（その法域に設立または所在していない）もまたライセンス／登録されることを要求している。
- 各法域は、トラベル・ルールの実施に向けて前進している。2025 年調査では、回答者の 73%（117 法域中 85 法域、VASP を明確に禁止または禁止する予定の法域を除く）が、トラベル・ルールを実施する法律を可決している。
- 前回の Targeted Update レポートの調査結果と同様、VASP の規制が進んでいる法域の約半数（48%；99 のうち 47）が、特定の DeFi の手配を VASP として認可または登録することを求めてお

¹FATF（2020 年）仮想資産および VASP に関する改訂 FATF 基準の 12 ヶ月レビュー； FATF（2021）第 2 回仮想資産および VASP に関する改訂 FATF 基準の 12 ヶ月レビュー； FATF（2022）仮想資産/VASP に関する FATF 基準の実施に関する的を絞った最新情報； FATF（2023）仮想資産：FATF 基準の実施に関する的を絞った最新情報

²FATF（2024 年）FATF メンバー及び機関による勧告 15 の実施状況重要な VASP 活動を行う管轄

り、DeFiの手配に対して支配力または影響力を行使する個人または事業体を特定することが引き続き困難であることを示している。

- 2024年以降、朝鮮民主主義人民共和国の関係者やテロリストの資金提供者を含む不正行為者によるステーブルコインの利用が増加しており、現在ではほとんどのオンチェーン不正行為にステーブルコインが関与している。ステーブルコインを使用する犯罪者は、匿名性を高めるツールやレイヤリングのための休眠VASPアカウントを活用している。2025年4月のVACG会合では、様々なステーブルコイン発行者モデルについて議論され、その中には、ステーブルコインエコシステム内の他のVASPが提示するものも含め、不正資金リスクを特定し緩和するのに役立つ凍結または監視機能を有するものもある。

官民セクターへの提言

公的セクターへの提言

VASP に対するリスクアセスメントと政策アプローチ

1. まだ実施していない法域は、VA や VASP に関連する MLTF 及び PF リスクを特定・評価し、遅滞なくリスク緩和措置を実施すべきである。
2. 法域は、VA および VASP の使用を許可するか、または VA および VASP の使用を（完全または部分的に）禁止することにより、VA/VASP に対するアプローチを策定し、実施すべきである。VA および VASP を許可する法域も、禁止する法域も、VASP 集団を監視または監督し、違反に対して強制力を行使すべきである。法域は、完全な禁止を効果的に実施することは非常に困難であるため、禁止違反に対する執行に必要なリソースの観点も含め、このアプローチを慎重に検討すべきであることに留意すべきである。

VASP の免許／登録および監督

1. 法域は、R.15 の完全な実施を確保することを含め、VA や VASP に関連する ML、TF、PF のリスクを緩和するために直ちに行動を起こすべきである。これには、実際に VASP を許認可・登録すること、VASP 活動を行う自然人（）または法人を特定すること、および特定されたリスクに沿った VASP の監督にリスクベースのアプローチを適用することが含まれるべきである。
2. ライセンス供与または登録の枠組みを策定する際、各国・法域はステーブルコインおよびオフショア VASP（すなわち、各国・法域に法人化されていない、または物理的に拠点を置いていない VASP）に関連するリスクを考慮することが奨励される。

トラベルルールの実施

1. トラベル・ルールを実施するための法律または規制をまだ導入していない法域は、早急に導入する必要があります。
2. トラベルルールを導入している法域は、効果的な監督や違反時の取締りを含め、速やかに運用を開始すべきである。監督当局は、特にトラベル・ルールの実施に関する課題に効果的に対処する例など、さらなるガイダンスとして、「トラベル・ルール監督におけるベスト・プラクティス」ペーパー（FATF／PDG(2025)18）を参照することができる。

ステーブルコイン及び DeFi に関連する新たなリスク及び増大するリスクへの対応

1. 他の仮想資産と同様に、不法行為者によるステーブルコインの利用が増加し続けていることに鑑み、法域は市場の動向を監視し、不法資金リスクを評価し、適切なリスク緩和措置を講じるべきである。法域は、DeFi の取決めに関連する不法金融リスクを評価・監視し、VASP の定義に該当する可能性のある事業体を特定し、責任ある事業体を捕捉するための規制枠組みを策定し、必要に応じて監督・執行措置を講じ、VACG メンバーとグッドプラクティスや残された課題を共有すべきである。
2. 管轄当局は、特に VASP を通じた大規模な窃盗やマネーロンダリング、既存および新種の詐欺やスキームの増加に関連して、市場の動向を監視し、ML/TF/PF リスクを評価すべきである。
3. 朝鮮民主主義人民共和国が 2025 年に最大規模の VA 窃盗を行ったことを踏まえ、監督当局と捜査当局は、R.15 の実施を改善し、盗まれた資金の回収における課題に対処するため、官民協力と国際協力を強化すべきである。
4. 監督当局及び捜査当局は、詐欺師の専門化の進展に対処するため、アドレスポイズニングや承認フィッシングなど、仮想資産のエコシステムにおける詐欺アズ・ア・サービス活動や詐欺の種類の確立、AI（チャットボット、ディープフェイク）が被害者を騙すためにどのように利用されるかを含め、効果的な対策を講じるべきである。
5. 法域はまた、リスクアセスメントに見合った非ホスト型ウォレットとの取引に対するリスク緩和策を実施すべきである。

民間セクターへの提言

1. ML、TF、および PF に関連する永続的かつ重大な脅威を考慮し、民間部門、特に VASP は、R.15 に沿った適切なリスク識別および緩和措置を確実に講じるべきであり、また、適切であれば、その他のリスクに応じた措置を採用すべきである。これには、ステーブルコインに関連するリスク、投資詐欺やロマンス詐欺を含む様々なタイプの詐欺や詐欺の増加（特に、一般に「豚の屠殺」と呼ばれる投資詐欺）、北朝鮮が行ったような大規模なハッキングの検討と緩和が含まれるべきである。
2. 民間部門は、以下のような関与の例について、特別に「トラベル規則監督におけるベストプラクティス」ペーパー（FATF/PDG(2025)18）を参照することができる：
 - トラベル・ルールの遵守を促進するための業界のイニシアティブにつながった業界の関与
 - 専門作業部会の設置と民間部門の能力構築の支援
 - 民間部門との継続的な関与と既存の官民パートナーシップの拡大。

次のステップ

2023年2月、FATFはR.15の実施を強化するためのロードマップを採択した。ロードマップに沿って、FATFは、すべてのFATF加盟国およびVASP活動が実質的に重要なその他の国・地域によるR.15の実施状況（リスクアセスメントの実施、VASPを規制する法律の制定、監督検査の実施等）を示す表を更新した。このターゲット・アップデート報告書とともに公表された「トラベル・ルール監督におけるベスト・プラクティス（Best Practices in Travel Rule Supervision）」文書は、FATFがこの点で提供している実践的ツールの一例である。加えて、FATFとVACGは、ステーブルコイン、オフショアVASP、DeFiおよび市場監視の動向に関連するものを含め、R.15の実施に関する知見、経験および課題を引き続き共有する。FATFメンバーおよびVASP活動が実質的に重要な国・地域によるR.15の実施状況は、2024年2月のFATF総会で決定されたとおり、次回2026年に更新・公表される予定である。

序論

1. 2018年10月、FATFは勧告15(R.15)を更新し、AML/CFTの要件を仮想通貨(VA)および仮想通貨サービスプロバイダー(VASP)に拡大した。2019年6月、FATFはR.15の解釈ノートを採択し、FATFの要求事項がVAとVASPにどのように適用されるかをさらに明確にした。それ以来、FATFは、実施におけるギャップを特定して対処し、実施を促進するためのガイダンスを国・地域に提供し(表1.1参照)、VAセクターにおける新たなリスクを監視するための重要な作業に取り組んできた。

表 1.1.VA および VASP に関する FATF 作業の概要

| | |
|------|---|
| 2018 | - 勧告 15 の改正 |
| 2019 | - R.解釈指針の 15 の採用 - FATF 仮想通貨コンタクトグループ (VACG) の創設 - 規制当局向けの初期ガイダンス VA と VASP に対するリスクベースのアプローチ (2021 年更新) |
| 2020 | - 新 FATF 基準の 12 ヶ月レビュー : 1st 12 カ月レビュー - G20 への報告書 : いわゆるステーブルコインに関する G20 への FATF 報告書 - リスク指標 VA を 通じた ML/TF のレッドフラッグ指標リスト |
| 2021 | - 規制当局向けガイダンスの更新 ³ : VA および VASP に対するリスクベースアプローチのためのガイダンスの更新 - FATF 基準の 24 カ月レビュー : 2nd 12 カ月レビュー |
| 2022 | - 特にトラベル規則に焦点を当てた R.15 への準拠および新たな VA リスクに関する報告 : VA および VASP に関する FATF 基準の実施に関する目的を絞った最新情報 |
| 2023 | - VA のリスクと動向に焦点を当てたランサムウェアに関するレポート : ランサムウェアへの対策 - R.15 : VA の実施に関する報告書 : FATF 基準の実施に関する目的を絞った最新情報 |
| 2024 | - 重要な VASP 活動を行う FATF 加盟国および管轄裁判所による勧告 15 の実施状況 |
| 2025 | - VA および VASP に関する FATF 基準の実施に関する目標最新情報 |

2. 本報告書は、VA および VASP に関する FATF 基準の世界的な実施状況に関する FATF の第 6 回報告書である。本報告書は、トラベル・ルールを含む R.15 の世界的な実施状況を概観している。データは技術的なコンプライアンスに重点を置いており、法律や強制力のある手段の枠組み、所轄当局の存在、権限、手続きなど、R.15 の具体的な要求事項をどの程度の国・地域が実施しているかに言及している。また、VA と VASP に関連する FATF 基準の実施における課題を概説し、官民セクターによる進捗を特

³仮想通貨と VASP の定義の明確化、いわゆるステーブルコインへの FATF 基準の適用方法に関するガイダンス、ピアツーピア取引のリスクと ML/TF リスクに対処するために各国が利用できる手段に関する追加ガイダンス、VASP のライセンス付与と登録に関する更新ガイダンス、トラベル・ルールの実施に関する官民セクター向けの追加ガイダンス、VASP 監督当局間の情報共有と協力の原則。

定し、実施におけるグッド・プラクティスを強調している。最後に、本レポートは、VAに関連する新たなリスクと、これらのリスクに対する法域および業界の対応について概観している。

3. 本報告書は以下に基づいている：

- トラベル規則を含む R.15 の各国・地域の実施状況および新たなリスクへの対応に関する 2025 年調査。調査は、163 の国・地域（FATF 加盟国 35、FSRB 加盟国 128）から回答を得た。回答は自己申告によるもので、独立した検証は行っていない。調査は条件分岐／スキップ・ロジックを適用しており、回答者は前の質問に対する回答に基づいて特定の質問に誘導される（例えば、VASP を禁止または規制するかどうかをまだ決定していないと回答した回答者には、トラベル・ルールの実施に関する質問はしなかった）。その結果、各質問グループに対する回答者数はばらつきがあった⁴。報告書は、調査に回答しなかった国・地域（205 のうち 42）は、トラベル・ルールの実施を含め、R.15 に関して進展がなかったと推論している。⁵
- 2025 年 4 月のバージニア州民間セクター代表者との協議を含む、2024 年後半から 2025 年 前半にかけての FATF の VACG の会合。
- R.15 をアセスメントする FATF 相互評価報告書（MER）およびフォローアップ報告書（FUR）の完成・公表結果（2025 年 4 月現在）。

4. 本報告書は以下のセクションから構成されている：

- **セクション 1** では、FATF のグローバル・ネットワーク全体におけるトラベル・ルールを含む R.15 の各国・法域の実施状況を概観し、ML/TF リスクのアセスメント、VASP のライセンス付与または登録、オフショア VASP の規制において直面する主要な課題について考察している。
- **セクション 2** では、市場の発展と新たなリスク、特に、あらゆる犯罪類型における犯罪者によるステーブルコインの利用の増加と、VASP を利用した犯罪収益（特に詐欺や詐欺）の洗浄、テロリズムへの資金提供、大量破壊兵器の拡散への資金提供について考察する。
- **セクション 3** では、FATF と VACG の次のステップを示す。
- **附属書 A** は、FATF 加盟国および FATF グローバル・ネットワーク全体から、VASP 活動が実質的に重要なその他の国・地域の最新表を提供する。

⁴VASP に対するリスクアセスメントと政策アプローチ：回答者 163 名、VASP のライセンス／登録と監督：回答者 163 名、トラベル・ルールの実施：回答者 117 名、VASP の監督者間の情報共有と協力の原則：回答者 117 名、DeFi、NFT、非ホスト型ウォレット、P2P の対応：回答者 146 名

⁵FATF とグローバル・ネットワークは合計 205 の国・地域から構成されています。2025 年の調査には 163 の国・地域から回答があった。

セクション 1. VASP に関する FATF 基準 (R.15) の各国における実施状況

相互評価およびフォローアップ報告書における R.15 実施の全体的状況

5. 2025 年 4 月現在、138 の国・地域が VA および VASP に関する FATF 基準への準拠についてアセスメントを受けており、以下のデータは、R.15 および INR.15 に規定される FATF 要求事項への技術的準拠に関連する評価を反映したものである。改訂された R.15 に部分的に準拠 (PC) している国・地域の割合は、2024 年の結果 (50% ; 130 国・地域のうち 65 国・地域) と同様 (49% ; 138 国・地域のうち 68 国・地域) であるが、世界的な実施状況は若干改善した。29% の国・地域 (138 カ国・地域中 40 カ国・地域) が、FATF の VA/VASP に対する要求事項に概ね適合 (LC) している (25% ; 2024 年では 130 カ国・地域中 32 カ国・地域)。要件に準拠していない (NC) 法域の割合も、25% (2024 年の 130 法域中 25) から 21% (2025 年の 138 法域中 29) に減少している。2024 年と同様、R.15 に完全適合 (C) しているのは 1 つの法域のみである (図 1.1 参照)。

図 1.1. アセスメント結果 : R.15 への適合状況 (2025 年 4 月現在)

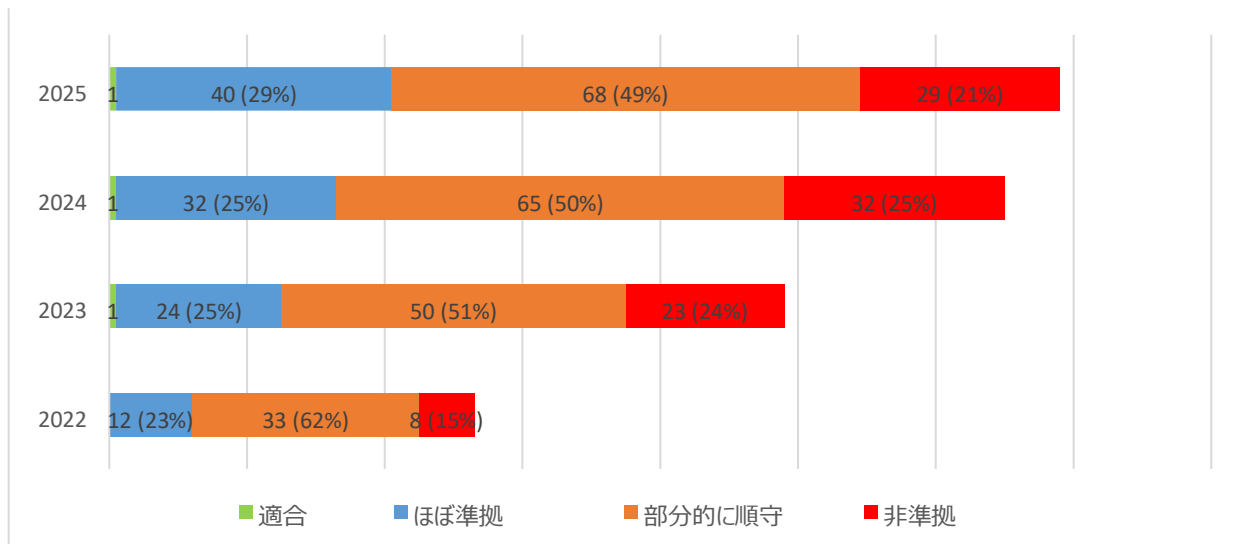
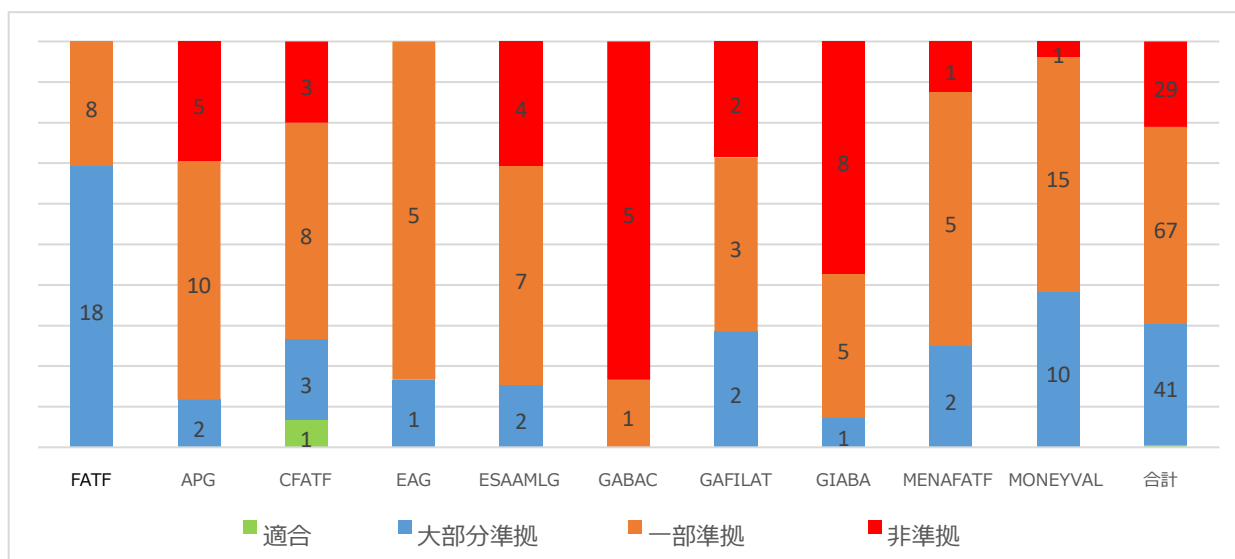


図 1.2. アセスメント結果 : FATF/FSRB による R.15 の遵守状況 (2025 年 4 月現在) ⁶



6. 2024 年の結果と比較して、2025 年には、特に国際協力と情報交換に関するいくつかの重要な要件の実施に向けて、各国・地域は前向きな進展を遂げた。しかし、多くの国・地域は、リスクアセスメントの実施、VASP 活動を行う自然人または事業者の特定、およびトラベルルールの実施に依然として苦慮している (図 1.3 参照)。

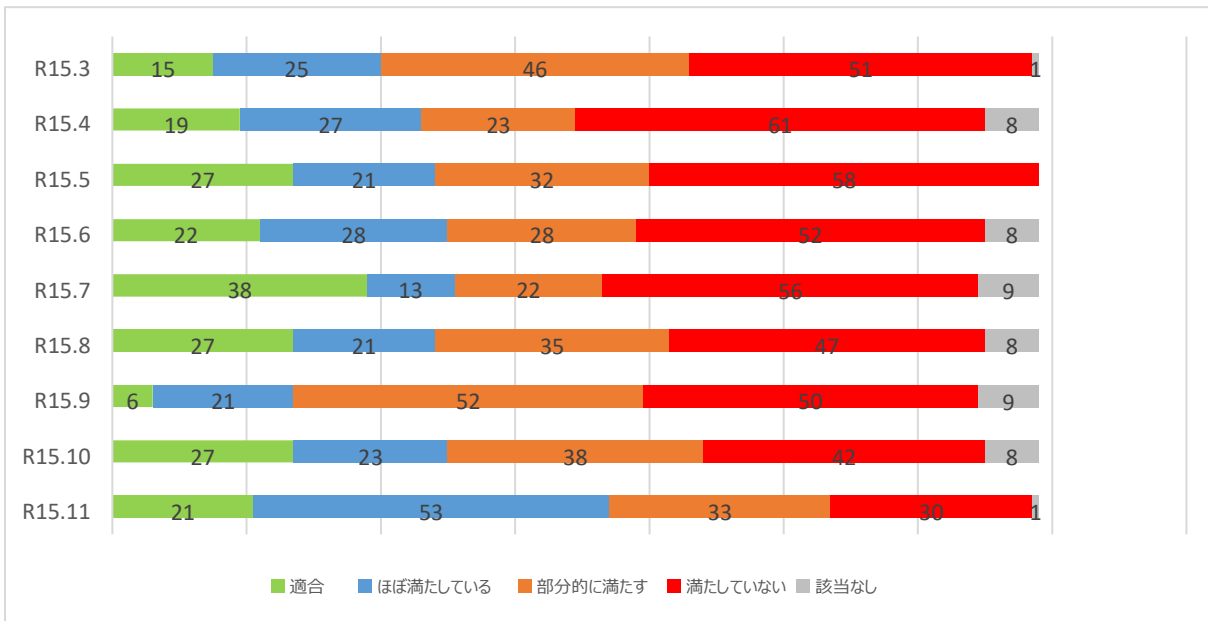
表 1.1. VA/VASP に関する要求事項の FATF アセスメント手法

| | |
|--------|---------------------------------|
| R15.3 | リスクアセスメントおよびリスクベースアプローチの適用 |
| R15.4 | VASP の免許/登録 |
| R15.5 | VASP 活動を行う個人又は事業者の特定 |
| R15.6 | AML/CFT の遵守を確保するための VASP の監督/規制 |
| R15.7 | VASP の AML/CFT 遵守を支援するガイドラインの制定 |
| R15.8 | 制裁の遵守 |
| R15.9 | トラベル規則を含む予防的 AML/CFT 措置 |
| R15.10 | 標的型金融制裁の遵守 |
| R15.11 | 国際協力 |

出典 FATF 勧告への準拠を評価するための FATF 方法論、www.fatfgafi.org/en/publications/Mutualevaluations/Fatf-methodology.htm から入手可能。

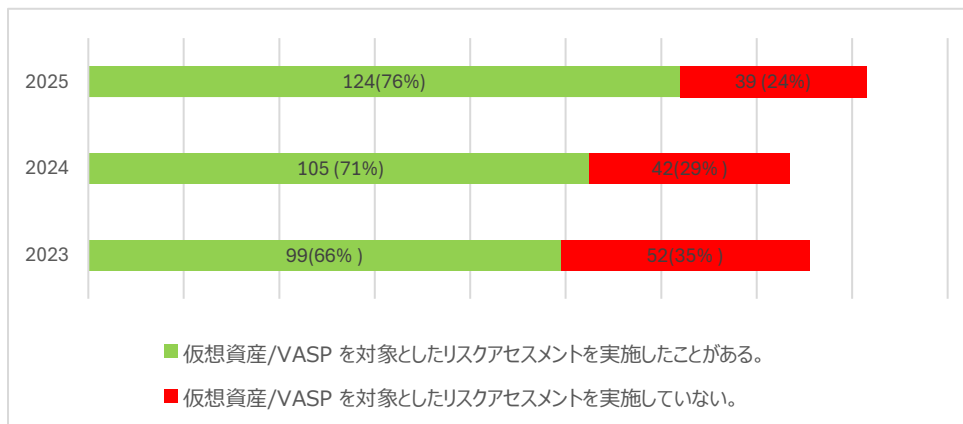
⁶FATF/FSRB の共同加盟国は、FATF の欄にのみカウントされている。

図 1.3. アセスメント結果：R.15 個別規準の遵守状況（2023 年 5 月現在）⁷



VA および VASP の ML/TF リスクアセスメントの課題

図 1.4. 調査結果あなたの法域では、VA/VASP のリスクアセスメントを実施しましたか？



7. FATF の 2025 年 3 月の調査対応によれば、回答者の 4 分の 3（76%、163 カ国・地域中 124 カ国・地域）が、VA/VASP リスクに関する ML/TF リスクアセスメントを実施したと回答している（図 1.4 参照）。これは 2024 年の 71%（147 カ国中 105 カ国）から増加している。しかしながら、多くの国・地域がリスクアセスメントを実施している一方で、特定されたりリスクに沿った予防策および／または緩和策を実施すること、あるいはリスクアセスメントの結果をリスクに基づく監督を実施するために利用することには、依然として課題が残っている。このことは、リスクアセスメントを実施した 138 の国・地域のうち、リスクアセスメントとリスクベースのアプローチに関するサブクライテリオン 15.3 を満たしているか、ほぼ満たしているのは 40 に過ぎないという FATF のアセスメントの結果からも明らかである（図 1.3 参照）。

⁷R.15 の規準の詳細については、FATF/FATF 手法を参照のこと、勧告への準拠を評価するための

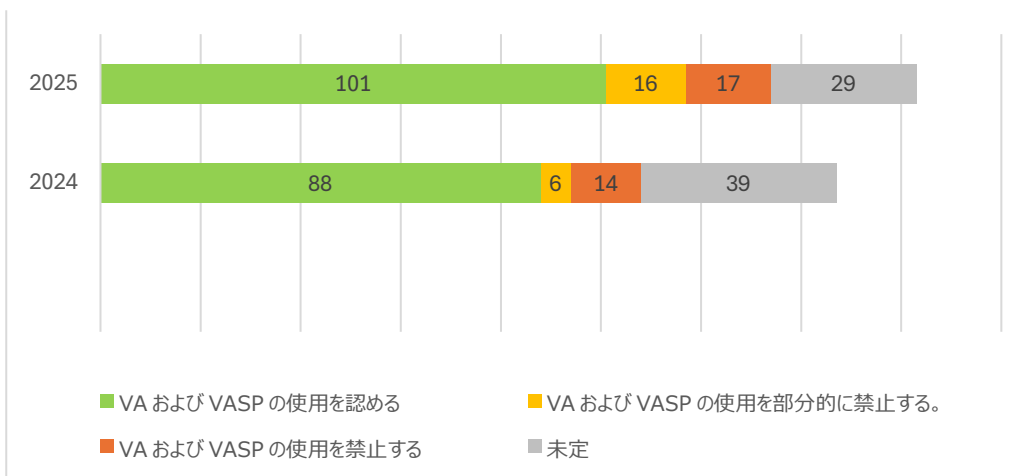
8. このガイダンスには、VA リスクアセスメントを実施し、リスクベースのアプローチをとるにあたり、管轄当局が考慮すべき要素が含まれている。同シンポジウムでは、VA/VASP のリスクアセスメントの実施に特化した様々なトピック（手法の開発、調査結果の行動計画及び／又は国家戦略への反映を含む）に焦点が当てられている。法域はまた、FATF ML NRA ガイダンス⁽⁸⁾ およびその後の更新を参照することが推奨される。このガイダンスには、2025 年後半に VA/VASP 附属書が含まれる予定である。

VASP 体制の構築、実施、執行における課題

VASP 体制の構築と実施

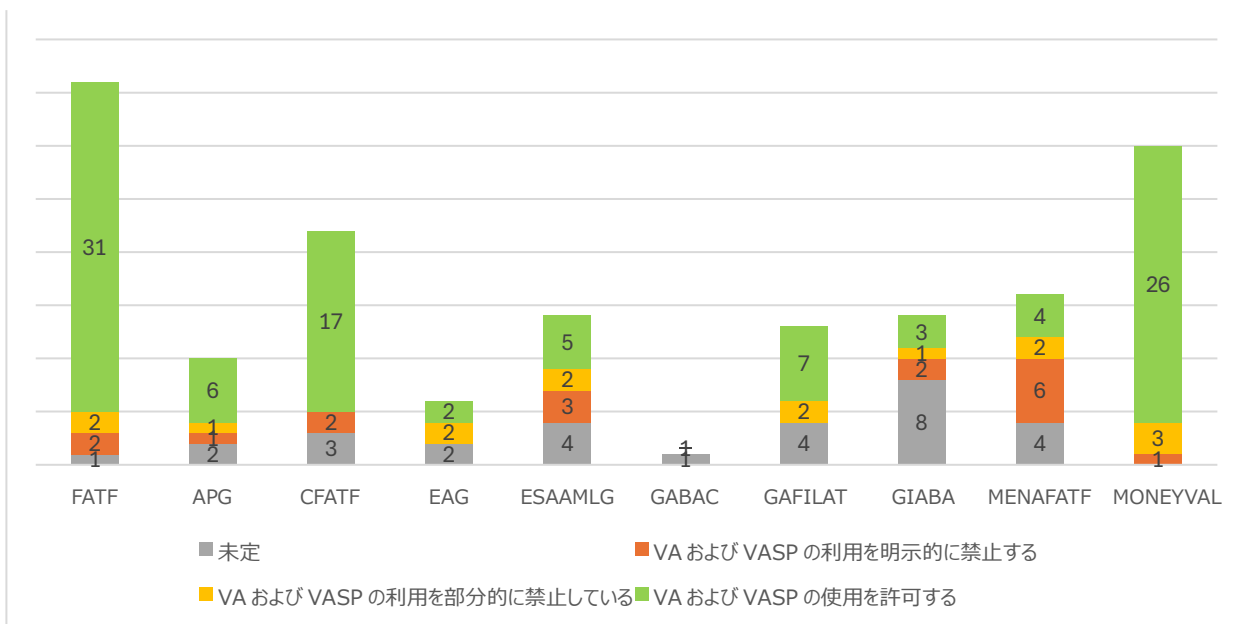
9. 注目すべきは、VASP セクターをどのように規制したいかを明らかにしている法域が増加していることで、2024 年の 73%（147 カ国中 108 カ国）に対し、2025 年には 82%（163 カ国中 134 カ国）に増加している（図 1.5 参照）。しかし、VA セクターを規制するかどうか、またどのように規制するかについて、まだ決定していないと回答する法域も引き続き少数派である。この数は、2024 年（27%；147 カ国中 39 カ国が未決定）から 2025 年（18%；163 カ国中 29 カ国）に減少した。ほとんどの法域（62%；回答者 163 人中 101 人）は、VA の使用と VASP の運営を許可することを決定している。VASP を禁止すると回答したのは 20%で、2022 年の調査回答者の 7%（98 人中 7 人）、2023 年の 11%（151 人中 16 人）、2024 年の 14%（147 人中 20 人）と、ここ数年で着実に増加している。以前のターゲット・アップデートで議論したように、FATF 標準では禁止は認められているが、禁止を効果的に実施するのは難しい。したがって、禁止事項の増加は、法域が禁止事項を効果的に執行できない場合、将来的な懸念をもたらす可能性がある。

図 1.5. 調査結果 図 1.5. 調査結果：VA と VASP に対するあなたの法域のアプローチは？



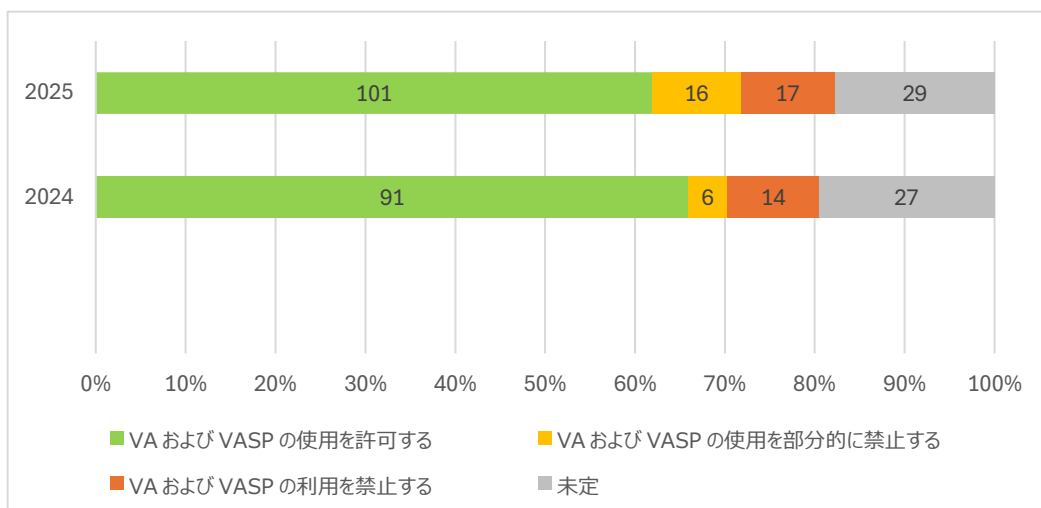
10. 特定の地域では、禁止アプローチの方が一般的のようだ。2024 年版報告書の結果と同様に、MENAFATF（中東・北アフリカ地域）および ESAAMLG（東部・南部アフリカ地域）の加盟国は、他の FSRB の加盟国に比べて、部分的または全面的な禁止アプローチを選択することが多いことが、調査回答から示されている（図 1.6 参照）。

図 1.6. 調査結果 : FATF/FSRB 別の VA および VASP へのアプローチ



11. 禁止アプローチをとる法域の半数近くが、すべてのVA/VASP活動を完全に禁止する（52%；33法域中17法域）のではなく、特定のVA/VASP活動を部分的に禁止する（48%；33法域中16法域）と報告している（図1.7参照）。これは、2024年版報告書の結果（30%；20法域中6法域がVAとVASPの使用を部分的に禁止）と比較すると、全面禁止よりも部分禁止の傾向が明確であることを示している。部分的禁止の方法は様々であるが、最も一般的なアプローチは、商品やサービスの支払手段としてVAを利用することを禁止するものである。その他の部分的禁止アプローチには、リテール投資目的でのVAの使用禁止などがある。禁止事項の範囲や深さは様々であり、執行実績も限定的であるため、FATFは今後もこれらの規制アプローチを注視していく。

図 1.7. 調査結果 VA および VASP に対する禁止アプローチ

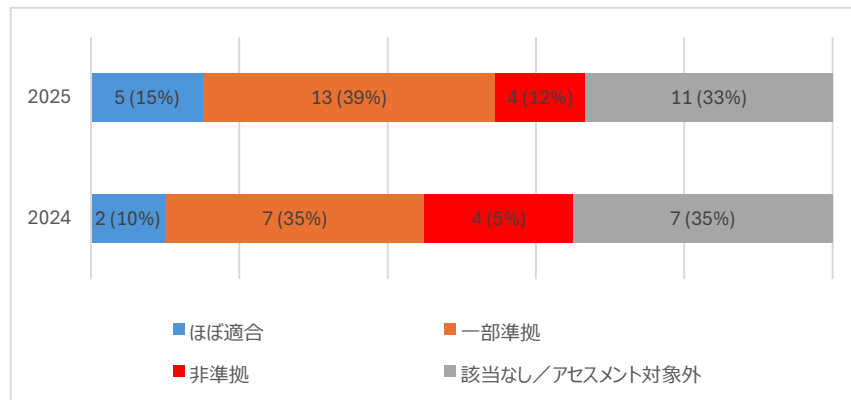


12. アセスメントの結果、VAとVASPの使用を禁止することは、まだ困難であることが示された（図1.8参照）。VAおよびVASPの利用を部分的または全面的に禁止している5つの国・地域は、FATFの

標準にほぼ適合していると評価された。禁止アプローチをとっている法域のうち、リスクアセスメントを実施している法域は増加しているが、包括的かつ効果的なリスクアセスメントを実施することは困難である。最近のアセスメント結果によれば、禁止アプローチをとっている法域のうち、R.15 の関連する要件（R.15 の下位基準 15.3）を満たしているのは 1 カ国のみである。

13. しかし、禁止アプローチをとっている法域は、法域内で違法に運営されている VASP を制裁するための監督上または執行上の措置をとることでは進展していない。2024 年版（14 件中 9 件）および 2023 年版のターゲット・アップデート報告書（16 件中 9 件）の調査結果と同様、VA および VASP の利用を明確に禁止している 17 の法域のうち 9 が、そのような措置を講じていると報告している。

図 1.8.アセスメント結果：R.15 への準拠-VA および VASP の使用禁止措置をとっている 33 の法域



VASP の免許・登録と執行・監督措置

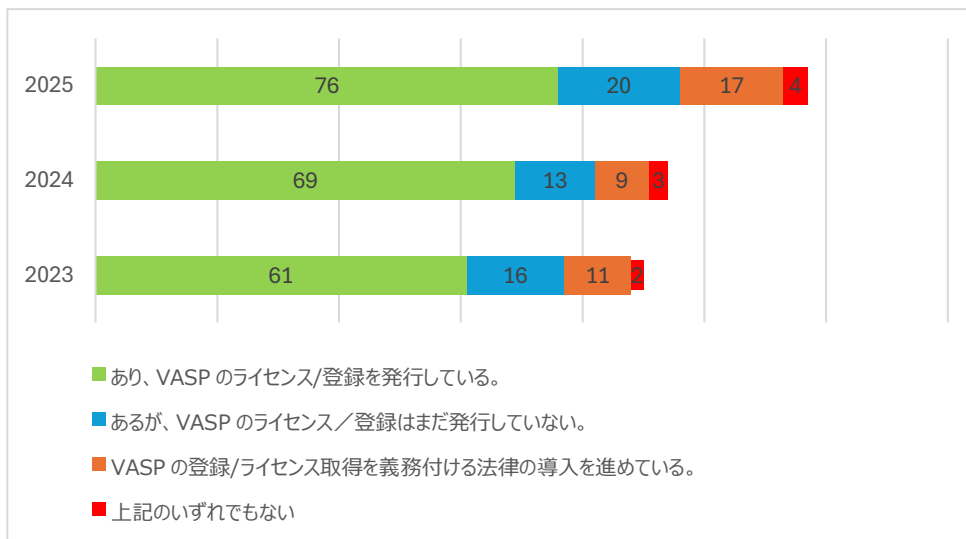
14. 法域は、法律上も実務上も、VASP のライセンス供与や登録において前進を続けている。VASP を禁止している、または禁止する予定がある地域を除く 96 の回答者（117 のうち 96）は、VASP に免許または登録を義務付けていると完全に報告している。これは、2024 年に VASP に免許または登録を義務付けると回答した 82 社から顕著な増加を示している。しかし、2025 年に実際に VASP をライセンスまたは登録したと回答した回答者の数は、2024 年の 69 人から 2025 年には 76 人に増加し、より緩やかな進展を示している。より多くの回答者が AML/CFT の枠組みの一部として VASP のライセンスまたは登録要件を導入していることは好ましいことであるが、いくつかの法域はまだ運用可能なライセンスまたは登録の枠組みを持っていない。これはアセスメント結果にも反映されている可能性があり、VASP に対してライセンスまたは登録の要件を十分に満たしているのは、アセスメントを実施した国・地域の 33%（138 のうち 46）に過ぎない（すなわち、規準 15.4 は満たされているか、ほぼ満たされている。）これは、2024 年目標更新の調査結果と同様であり、アセスメント結果は、調査回答で把握された更新を完全には反映していない可能性があるが、この差は、調査への回答が膨らんだことに起因する可能性もあると指摘している。

15. それでもなお、法域は、2024 年と比較して、VASP に対する監督上の検査の実施、強制措置またはその他の監督上の措置の実施における前進を報告している。このデータは、上述のように調査回答によるデータと FATF アセスメントによるデータとの間にミスマッチがあること、また、いくつかの調査回答が紛らわしいことを考慮すると、傾向を完全に理解するためにはさらなる分析が必要かもしれない。例えば、検査を実施したと回答していながら、実際には VASP の認可や登録を行っていないと回答した国もある。それでも、前年比の変化を示すため、以下に傾向を概説する。VASP のライセンス付与または登録を義務付けていると報告した 96 の国・地域の大多数は、VASP に対する監督上の検査の実施（73%；96 のうち

70)、および VASP に対する強制措置またはその他の監督上の措置の実施 (73%; 96 のうち 70) も報告している。これは、監督的な 検査 (67%; 82 のうち 55) を実施し、強制措置またはその他の監督的措置をとった (66%; 82 のうち 54) と報告した法域が少なかった 2024 年以降、顕著な進展があったことを示している。

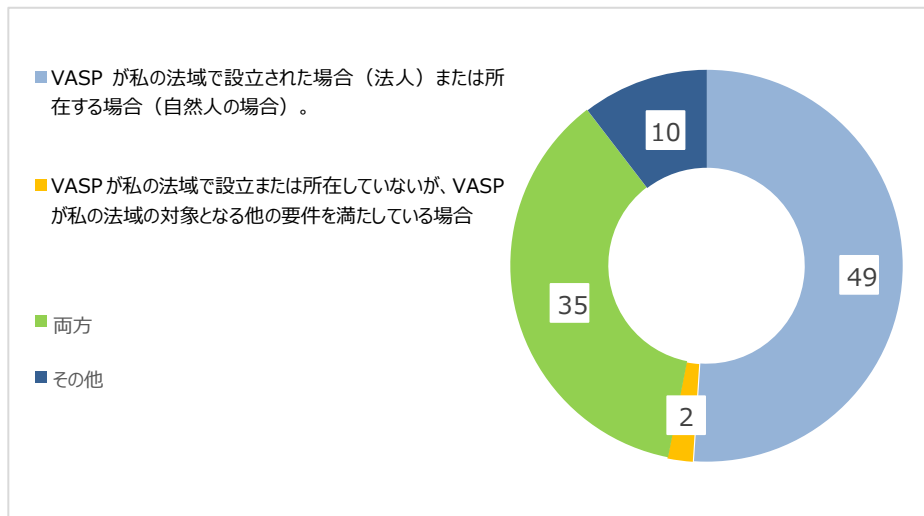
16. VA および VASP を高リスクとアセスメントし、VASP を明確に禁止していない、または禁止する予定であると回答した法域のうち、11% (回答者 37 人中 4 人) は、2024 年および 2023 年のターゲット・アップデート・レポートの調査結果と同様に、VASP に登録/免許を義務付ける法律がまだ施行されていない。

図 1.9. 調査結果あなたの法域では、VASP に登録/認可を義務付ける法律が施行されていますか？



17. FATF 標準は、VASP が物理的に所在しているか、または法域内に法人化されている場合、法域は VASP にライセンスまたは登録を義務付けるべきであると述べている。VASP のライセンシングまたは登録要件がある法域の大半 (83%; 96 のうち 80) は、VASP がその法域に設立 (法人) または所在 (自然人) している場合、VASP にライセンシング/登録を義務付けており、この標準を満たしていると報告している (図 1.10 参照)。3 分の 1 以上の法域 (37%; 96 のうち 35) が、VASP が他の一定の要件を満たす場合、オフショア VASP (その法域で設立または所在していない) にライセンス/登録を義務付けることで、より広範なアプローチを取っていると報告している。2024 年ターゲット・アップデートは、オフショア VASP に関する課題とアプローチに関する追加的な詳細を提供した。FATF は、2026 年に簡略化した具体的な報告書を作成することを目指し、この分野についてさらなる作業を進めている。

図 1.10.調査結果あなたの法域は VASP に登録／認可を義務付けていますか：



18. 上記の進展にもかかわらず、各国・法域は、特に VASP 活動を行う自然人または事業体の識別をはじめとするライセンス供与または登録手続に苦慮し続けている。このことは、特に（世界標準の設定者の代表者として）FATF メンバーからの情報、専門知識の共有、技術支援の継続的な必要性を浮き彫りにしている。

FATF のトラベルルールの実施

19. トラベル・ルールは、FATF の支払透明性要件（FATF 勧告 16）を VA に適用するものである。トラベル・ルールは、VASP と金融機構に対し、VA を送金する際、特定のオリジネーターと受益者の情報を迅速かつ安全に取得、保有、送信することを求めている。

トラベル・ルールの実施と執行の全体的な状況

20. 法域は、トラベル・ルールの実施について進展があった。2025 年調査では、回答者の 73%（VASP を明示的に禁止または禁止する予定の法域を除く、117 法域中 85 法域）が、トラベル・ルールを実施する法律を可決している（図 1.11 参照）。2024 年と比較した割合はわずかな増加にとどまっているが、トラベルルールを実施する法域の数は、2024 年の 65 法域から 2025 年には 85 法域に増加している。また、2024 年には 80 管轄区のうち 15 管轄区であったのに対し、117 管轄区のうち 14 管轄区が、トラベル規則を実施中であると報告している。

21. このような進展にもかかわらず、トラベル・ルールの実施にはまだかなりのギャップがある。さらに、FATF の調査に回答しなかった 205 の国・地域のうち 42 の国・地域が要件を実施していない可能性が高く、これは世界的な実施がまだ不完全なままであり、VA と VASP が悪用される脆弱性を残したままであることを示している。

図 1.11. トラベル・ルールの法域別実施状況

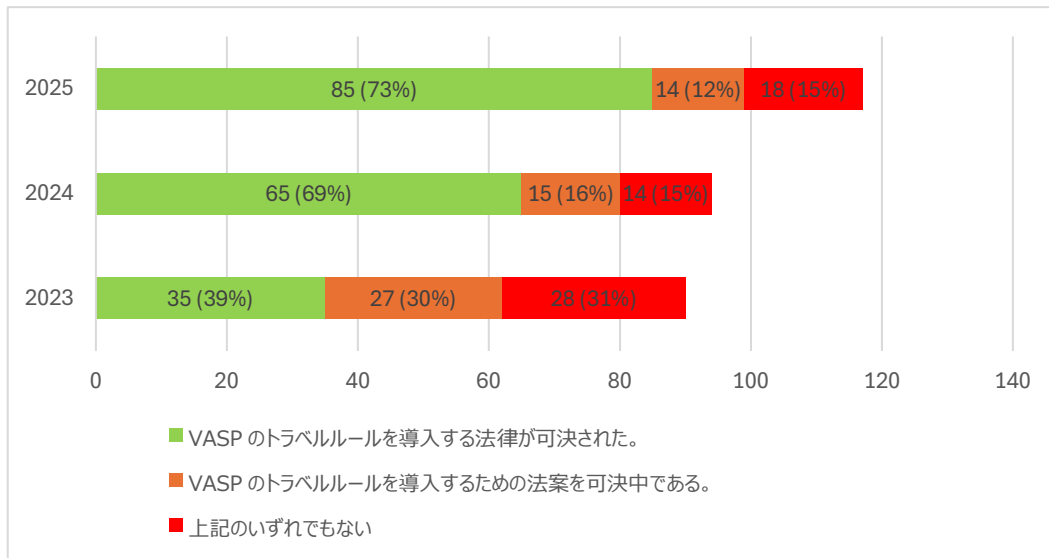
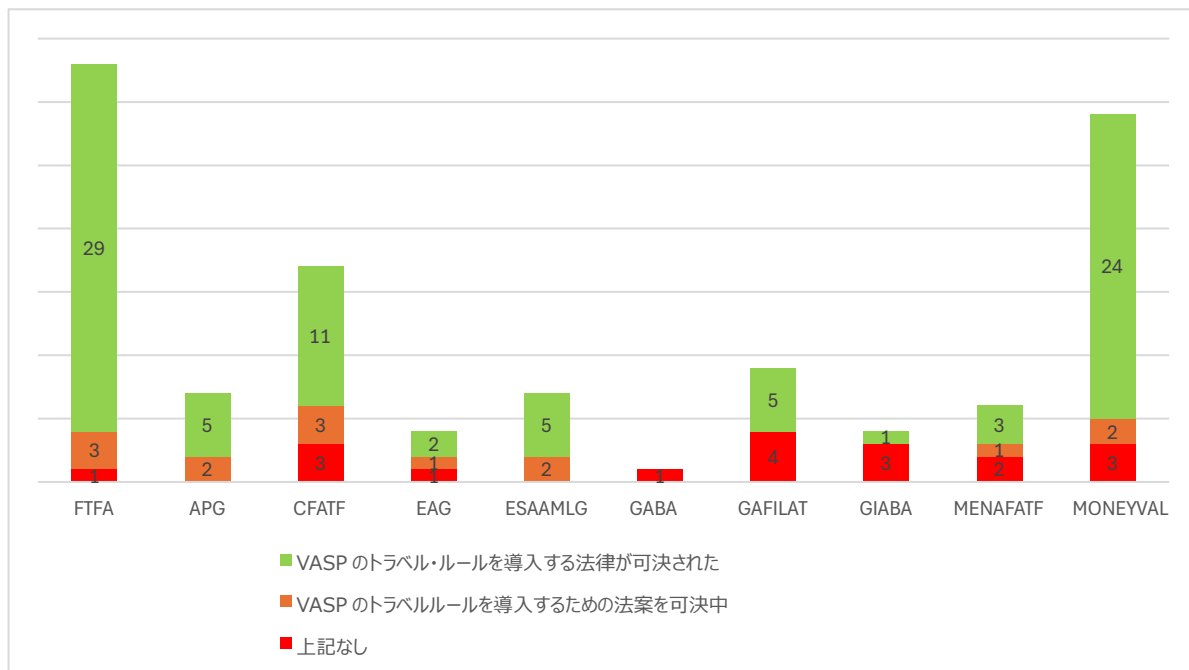


図 1.12. FATF/FSRB 地域別トラベル・ルールの管轄地域別実施状況



22. トラベル・ルールの施行経験は依然として限られているが、現在の結果は 2024 年の結果と比べて進展が見られる。トラベルルールを実施する法律を成立させた 85 の法域の大多数（59% ; 85 のうち 50）は、トラベルルールの遵守に焦点を当てた VASP に対する所見や指示をまだ出しておらず、強制措置やその他の監督措置も取っていない。これは、多くの法域がトラベル・ルールに関する法律を制定したのが最近であり、現在、この新しい分野における監督の枠組みを確立することに注力していることを反映していると思われる。法域はまた、VASP との関わり合いに重点を置いていたり、進行中の 取締り事例があったり、VASP と協力して欠点を是正している可能性もあります。それでもなお、執行措置の件数が少ないのは、

FATF の「トラベル・ルール監督におけるベスト・プラクティス」報告書に詳述されている課題を反映している可能性もある。

23. トラベル・ルールの実施における継続的なギャップは、依然として深刻な懸念事項である。トラベル・ルールの実効性は、一貫性のある効果的かつグローバルな実施と執行にかかっているため、トラベル・ルールを導入している国・地域は、効果的な監督と違反時の執行を含め、速やかに運用を開始すべきである。これに対処するため、FATF は、さらなるガイダンスを提供する「トラベル・ルール監督におけるベスト・プラクティス」(FATF/PDG(2025)18) を公表した。

R.15 のグローバルな実施を加速するための FATF の作業

24. R.15⁹⁾ の実施の進捗を監視するための VACG ロードマップ活動に加え、FATF 事務局は、重要な VASP 活動を実施している国・地域の表を更新するとともに、複数の FSRB プレナリーに参加し、国際的なパートナーとのその他のアウトリーチ活動を実施してきた。セクション 1.2 で述べたように、VASP 活動が実質的に重要な国・地域を含む国・地域による勧告 15 の実施を支援するため、VACG シンポジウムが 2024 年 12 月に開催された。2024 年 12 月の VACG シンポジウムには、80 以上の国・地域と FATF オブザーバー組織から 500 人以上が参加した。このイニシアティブの主な目的は、VA および VASP のための AML/CFT フレームワークの開発および実施に関する知識の共有を支援することであり、リスクアセスメントの実施と、その結果をリスクベースのアプローチに反映させることに重点が置かれている。VACG メンバー国およびグローバル・ネットワークは、様々な関連トピックをカバーするケース・スタディやベスト・プラクティスを共有した。

25. これは、VACG が VACG メンバー、グローバル・ネットワーク・メンバー、技術支援 (TA) プロバイダを招集し、TA を求めたり受けたりする際の法域の経験や、TA の提供に関する TA プロバイダの視点について議論した、2024 年 9 月のバーチャル会議の上に構築された。9 月の会合では、VACG とグローバル・ネットワーク・メンバー、特に VASP 活動が重要な国・地域とのつながりを強化し、VACG の TA 優先事項に関する最新情報を確実に入手し、世界的な Rec.15 の遵守を推進するための取り組みを強化した。FATF は引き続き、Rec.15 の実施を促進し、不正行為者による VA および VASP の悪用を緩和するため、各国司法当局と協力していく所存です。

26. 加えて、FATF 事務局は、R.15 の実施を加速するための課題を概説し、グッドプラクティスを特定するために、2024 年 11 月に開催されるイノベーション・ファイナンスに関する EAG/APG ワークショップに貢献した。

⁹⁾FATF (2024 年) 重要な VASP 活動を行う FATF 加盟国・地域による勧告 15 の実施状況

セクション 2 : ML/TF/PF リスク

27.本セクションの見解は、2025年4月に開催された民間セクターのメンバーとの直接会合を含め、前回の更新以降のVACGメンバーによる議論に基づくものである。また、本セクションは、ML/TFおよびPFのためのVA利用に関する新たな傾向を浮き彫りにしている他のFATFの作業も援用している。

ブレディケート・オフense、マネー・ロンダリング、テロ資金供与及び拡散資金供与におけるVAの利用

28. 仮想資産は、犯罪者や組織的犯罪集団（OGC）により、広範な特定犯罪から資金を洗浄するために使用され続けている。特に、前回のターゲット更新と同様、朝鮮民主主義人民共和国はVAを使った資金の窃盗と洗浄に特に長けている。業界参加者は以前、サイバーセキュリティ対策の強化により、前年比で盗難VAの量が減少していることを指摘していたが、北朝鮮は2025年にVASP ByBitから14億6000万ドル相当のVAを盗み、単独で最大の盗難を行った。

29. VACGの参加者は、ByBitの窃盗を可能にした方法について議論し、ハッカーがソーシャルエンジニアリングのテクニックと悪意のあるコーディングを使ってウォレットのインフラにアクセスし、取引データを操作したことを認識した。マネーロンダリングの手法に関して、参加者は、DPRKが店頭取引業者や一部のミキサーやブリッジを含む未登録のVASPを利用していること、複雑な取引パタンのウォレットが多数あること（35のビットコインウォレットと125,000のイーサリアムウォレット）を強調しました。参加者は、特に後者がこのケースに大きな複雑さを加えていると指摘した。参加者は、盗まれた資金のわずか3.8%しか回収されていないことを報告し、盗まれた資金の回収における課題に取り組み、官民の協力と国際協力を強化し、VA/VASPに対するFATF標準の実施を改善する必要性を強調した。

30. ある法域で資金を集め、別の法域で同等の価値を利用できるようにする国際的なマネー・ロンダリング・ネットワークが関与する重要な事件が昨年発生した。VACGのメンバーは、ある特殊な事例（Operation Destabilise¹⁰）について議論した。この事例では、VAは、国境を越えて物理的な資金を移動させる必要なく、麻薬やその他の非合法商品の購入など、OGCの非合法ビジネスに再投資するために使用された。2025年4月のVACGの参加者はこの問題について議論し、こうしたネットワークとその活動を混乱させるための国際協力と資産の凍結・押収能力の重要性を指摘した。

31. また、4月のVACGの参加者は、詐欺や詐欺におけるVAの利用が大幅に増加していることにも言及した。ある業界参加者は、2024年には詐欺や詐欺に関連する不正なオンチェーン活動が約510億ドルにのぼると推定した。また、SaaS（Scam-as-a-Service）活動の確立を含め、詐欺師のプロ化が著しく進んでいることも指摘された。また、参加者の一人は、被害者一人当たりの支払額が減少しているにもかかわらず、投資詐欺やロマンス詐欺（特に、一般に「豚の屠殺」と呼ばれる投資詐欺）が増加し続けていることを強調した。参加者は、アドレスポイズニングや承認フィッシングなど、仮想資産のエコシステムにおけるその他の詐欺の種類や、AI（チャットボット、ディープフェイク）が被害者を騙すためにどのように利用されるかについて議論した。

32. VAとギャンブルやチャンス/スキルゲームとの間には、違法な運営者に由来するリスクも含め、こうしたビジネスモデルやデリバリー・チャンネルがもたらすML/TFリスクが引き続き存在する。これは、ゲームやギャンブルに関連するリスクへの対処に関するFATFの広範な活動の一環として検討されているものである。

¹⁰<https://www.nationalcrimeagency.gov.uk/news/operation-destabilise-nca-disruptsmulti-billion-russian-money-laundering-networks-with-links-to-drugs-ransomware-andespionage-resulting-in-84-arrests>

33. テロ集団は、特に、大規模なネットワークを持つ組織（ISIL、AQ、およびそれらの関連組織など）による資金調達や、法域を超えた資金移動のために、引き続き VA を利用している。しかしながら、TF のための VA 利用の正確な規模を測定することはまだ困難であり、多くのテロ組織は、現金、金銭価値振替システム、ハワラ型システムなど、資金調達、移動、保管、消費のための伝統的な方法に主に依存し続けているようである。入手可能な証拠によれば、VA を利用しているテロリスト・グループは、匿名性が高いこと、資金源や資金移動手段を多様化する機会があること、資金移動のスピードが速いこと、などの理由で VA を利用している可能性がある。

34. TF のための VA の使用に関する最近の動向についての詳細は、最近公表された TF リスクに関する包括的最新版報告書（FATF/RTMG(2025)15）に記載されている。

ステーブルコイン

35. 朝鮮民主主義人民共和国の行為者、テロリストの資金調達者、麻薬密売人を含む様々な不法行為者によるステーブルコインの使用は、2024 年ターゲットアップデート以降増加し続けている。推計によると、現在、チェーン上での不正活動の大部分はステーブルコインで取引されています。この増加は、様々な法域の VA ユーザーによるステーブルコインの採用という広範な傾向と一致しており、ある業界の推定では、2024 年 5 月から 2025 年の間に 30 兆ドル以上のステーブルコイン量の増加が報告されている。¹¹先に強調したように、多くの消費者や企業にとってステーブルコインを魅力的なものにしている、ボラティリティの低下、低コストの取引効率、市場における豊富な流動性の認知は、利益を最大化し、コストを削減しようとする犯罪者も引き寄せている。ステーブルコインの利用の増加は、その大量導入の可能性を示している。以前のターゲット・アップデートで述べたように、非ホスト型ウォレットに保管されたステーブルコインは、不換紙幣に変換されることなく商品の購入に使用される可能性があるため、ステーブルコインの大量導入は、AML/CFT 義務事業体の利用を減少させる可能性がある。ステーブルコインや VASP の大量導入（）は、特に VASP/VASP に関する FATF 標準の実施にばらつきがある場合、不正資金リスクを増幅させる可能性がある。民間セクターの参加者は、違法行為者が資金を迅速に移動させるためにトロンネットワーク上のステーブルコイン USDT を使用していることを指摘した。さらに、犯罪者はステーブルコインを、ミキサー、ブリッジ、クロスチェーン取引などの匿名性を高めるツールや手法と組み合わせて使用する可能性がある。民間セクターの参加者はまた、休眠口座や取引活動を伴わない VASP でのステーブルコインの入出金取引を使用して、資金を積み重ねるためにステーブルコインを使用していることを報告した。

36. 2025 年 4 月の VACG の参加者は、様々なステーブルコイン発行者モデルを含むステーブルコインエコシステムの進化について言及した。特に参加者は、一部のステーブルコイン発行者のスマートコントラクトにおけるプログラマビリティについて議論し、凍結やブロック機能を可能にしたほか、ステーブルコイン発行者が発行後の流通や償還に関わるステーブルコインの活動を監視する機能についても言及した。参加者は、ステーブルコイン発行者が凍結やブロックの機能を利用するための様々なアプローチについて議論し、この機能を活用するかどうかの判断は発行者によって異なることが多いこと、また政府や民間セクターからの要請には、潜在的な措置をサポートするためのリスクや違法行為に関する実質的な情報を含める必要があることを指摘した。参加者はまた、不法資金リスクを緩和するための措置に情報を提供するため、リアルタイム及び後ろ向き分析を行うツールの使用について説明した。参加者はまた、ステーブルコイン・エコシステムにおける不正資金リスクの緩和において仲介者が果たす役割についても議論した。参加者は、公開ブロックチェーンデータの価値を強調する一方で、リアルタイムのアトリビュション、データ量の管理、匿名性強化技術の利

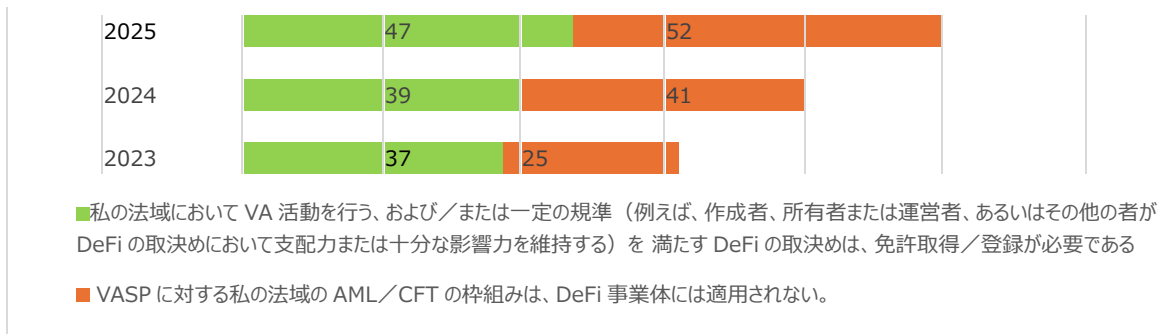
¹¹[概要 | Visa オンチェーン分析](#)

用増加の可能性、ブロックチェーン分析と他の強力なコンプライアンス対策との組み合わせの必要性などの課題を認識した。

37. FATF は 2026 年第 1 四半期にステーブルコインに関する報告書を作成し、当局が緩和のための適切な措置を実施するのを支援することを視野に入れ、ステーブルコインに関連するリスクをさらに検討する予定である。

分散型金融 (DeFi)

図 2.1. DeFi アレンジメントへのアプローチ



38. 2022 年、2023 年、2024 年のターゲット・アップデート報告書で指摘されたように、DeFi 取決めに対して支配力または影響力を行使している個人または事業体を特定することは引き続き 困難である。2025 年の調査結果によれば、VASP の規制が進んでいる国・地域（すなわち、VASP に関するトラベル・ルールを実施する法律を可決した国・地域、またはその過程にある国・地域）の約半数（48%；99 のうち 47）が、特定の DeFi 取決めについて、VASP としての認可または登録を義務付けている（例えば、取決めの作成者、所有者、または運営者が取決めに対する支配力または十分な影響力を維持している場合）（図 2.1 参照）。VASP に関する AML/CFT の枠組みを DeFi 事業体に適用していない 99 の国・地域 のうち 52 が、この分野のリスクを特定し、対処するための措置（リスクの研究や民間セクターとの連携など）を講じており、42%（52 のうち 22）が DeFi に関する具体的な措置やその他のイニシアティブを講じていない。

39. 前回のターゲット・アップデートの報告書の調査結果と同様、特定の DeFi のアレンジメントに VASP としてのライセンスまたは登録を義務付けているほとんどの法域（75%；47 のうち 35）は、VASP として適格な未登録／未ライセンスの DeFi 事業体を特定していない。これは、各法域が、VASP に対する規制の範囲内にある DeFi 手配の事業体を特定することに引き続き苦慮していることを示しているのかもしれない。このような事業体に対して、7 つの国・地域が監督上または執行上の措置を講じている（表 2.1 参照）。2024 年ターゲット・アップデート報告書の調査結果（2 法域）と比較すると、実際に VASP として登録またはライセンス供与された DeFi 事業体があると報告した法域は 2 つ多い（9%；47 のうち 4）。

表 2.1. DeFi 手配へのアプローチ

| | |
|-------------------------------------|---|
| 私の法域では、DeFi 事業体を VASP として登録・認可している。 | 4 |
|-------------------------------------|---|

| | |
|---|----|
| 私の法域は、VASPとして適格であるDeFi事業者に対して、監督上または執行上の措置を講じている（監督上の検査、指摘、制裁など）。 | 7 |
| 私の法域は、VASPとして適格である未登録／未許可のDeFi事業者を識別しているが、監督上または執行上の措置は講じていない。 | 1 |
| 私の法域では、VASPに該当する未登録／未認証のDeFi事業者を識別していない。 | 35 |

40. 前回のターゲット・アップデート報告書で指摘されたとおり、ほとんどの取決めは名目上の分散化であるが、DeFi取決めへのFATF基準の適用における規制・監督上の課題は依然残っている。2024年ターゲット・アップデートでは、DeFi取極に関する課題とアプローチに関する追加的な詳細を提供した。DeFi取極に関連するML/TF/PFリスクに効果的に対処するため、FATFは、エコシステムの発展、DeFiに関連する違法行為の類型化、一部の国・地域が採用している優れた慣行などを含み、2025年／2026年の短期報告書の作成を目指して、この分野でのさらなる作業を進めている。

セクション 3 : FATF と VACG の次のステップ

41. VACG 作業プログラムに沿って、FATF と VACG は以下を行う :
- 2025 年 10 月から 2026 年 6 月までの間に、ステーブルコイン、オフショア VASP 及び DeFi に関するターゲット・ペーパーを作成する。
 - リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づく VA および VASP の利用に対する法域のアプローチの決定、VASP 活動を行う自然人または事業者の特定、「出張に関する規則」の実施など、深刻な懸念がある分野について、的を絞ったアウトリーチを引き続き提供する。
 - トラベル・ルール要件の一貫した迅速な実施、監督、執行を促進する方法を引き続き模索すること。
 - R.15 を実施する国・地域の進捗状況、新たな VA リスクおよび進展に対する規制方針および対応について、次回のターゲット・アップデートを 2026 年に公表する。FATF はまた、2026 年のターゲット・アップデートの一環として、VASP 活動が実質的に重要な国・地域の最新の公表表を公表する予定である。

附属書 A 更新後の表 : FATF メンバーおよび VASP 活動が実質的に重要な国・地域による勧告 15 の実施状況

1. 仮想資産（VASP）は本質的に国際的でボーダレスなものであり、ある法域における VASP 規制の失敗は、世界的に深刻な影響を及ぼす可能性があることを意味する。この分野における新たな動向を考えると、これは特に懸念すべきことである。最近の報道では、朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）が、大量破壊兵器の拡散に必要な資金を調達するために、数十億ドル相当の仮想資産を窃取し、ロンダリングしていることが深刻な懸念材料となっている。詐欺師も VA を活用し、被害者から数十億ドルを奪っている。多くの場合、詐欺師自身が誘い出されたり人身売買されたりし、身体的暴力や屈辱的な脅しによって、世界中の被害者に詐欺を強要している。ISIL、アル・カイダおよびその関連組織、民族的・人種的動機に基づくテロ事業体などのテロリスト集団も、世界的な資金調達・移動のために VA を利用するケースが増えていることが知られている。

2. FATF は 2024 年 3 月に最初の表を公表し、FATF 加盟国および仮想資産サービスプロバイダー（VASP）活動が実質的に重要な 20 の国・地域¹²が、VA/VASP に関する FATF 標準を実施する上で達成した進捗状況を示した。2025 年に向けて更新された表には、新たに規準を満たした 9 の FATF 非加盟国・地域が含まれている。これらの国・地域は、世界の VA 市場の 98%以上を占めており、したがって、このグループ内の国・地域が FATF 基準を完全に実施することは、上記で特定されたりリスクを軽減する上で大きな助けとなる。

3. この情報は、FATF の 2025 年自己申告制調査に対する各国・地域の回答に基づくものである。この調査では、関連する調査項目が、3 つの選択肢（はい／いいえ／進行中）から選択できるようになっている。2025 年 2 月から 4 月にかけて、すべての国・地域はその進捗状況に関する最新情報の提供を求められた。

4. 大半の国・地域が、R.15 の基本的な分野、特にリスクアセスメントの実施と VASP の許認可・登録において大きな進捗があったと報告している一方で、VASP に対する監督・強制措置の実施についてはまだギャップが残っている。また、最近の MER/FUR のアセスメント結果は、R.15 の効果的な実施がまだ困難であることを示唆している。

5. この表の目的は、AML/CFT 目的のために VASP を規制・監督する際に、FATF ネットワークがこれらの国・地域を最善の形で支援できるようにすること、および、VASP 活動が実質的に重要な国・地域が適時に R.15 を完全に実施することを奨励することである。FATF とその VACG は、R.15 への準拠を奨励し支援するため、特に能力が低く、VASP 活動が実質的に重要な国・地域に対し、アウトリーチを実施し、支援を提供し続ける。これは、FSRB 事務局や、世界標準を設定し、あるいは支援や研修を提供する関連国際機関と協力して行われる。

6. FATF は、表の基礎として、2023 年 6 月の総会⁽¹²⁾で採択されたのと同じ手法を使用した。これには以下の 2 つの規準が用いられている：

1. 取引量（世界取引の 0.25%以上）に基づく、実質的に重要な VASP を有する法域、および／または

¹²(FATF/PDG(2023)14)

2. 大規模な仮想通貨ユーザー基盤を有する法域（VA 所有率および VA 導入率が最も高い上位 30 法域）。¹³

7. 合計で 9 つの非 FATF 国・地域が新たに組み入れの規準を満たした：4 つの非 FATF 国・地域が第 1 の基準（取引量）を満たし、5 つの非 FATF 国・地域が第 2 の基準（ユーザーベース）を満たした。

8. FATF の 2021 年 [VASP のリスクベースアプローチに関する更新ガイダンスに沿って](#)、各国・地域は、VASP の規制や禁止に向けた措置を講じていない国・地域との仮想通貨移転のリスクを検討すべきである。自国の ML/TF リスクアセスメントに従い、各国・地域は、ライセンスや登録要件を効果的に実施していない国・地域の VASP すべてを高リスクとして指定することも検討できる⁽¹⁴⁾。

9. この表を作成するために使用されたオープンソースのデータも、検証のために使用されたブロックチェーン分析企業のデータも、仮想通貨に関連する法域の不正金融リスクや FATF 標準への準拠のアセスメントに基づいているわけではない。従って、この表にある法域が含まれることは、その法域のリスクの程度や R.15 の遵守レベルに関して、肯定的であれ否定的であれ、何ら示唆を与えるものではない。

10. この運動の目的は、2024 年と変わらない。FATF ネットワークが、AML/CFT 目的のために VASP を規制・監督する際に、当該国を最もよく支援できるように、また、VASP 活動が実質的に重要な国・地域が適時に勧告 15 を完全に実施することを奨励できるように、実質的に重要な仮想通貨セクターを有する国・地域を特定することを目的としている。

| 法域 | 仮想通貨および VASP を対象としたリスクアセスメントを実施している。 | VASP の利用を明確に禁止している。 | VASP が登録またはライセンスを受け、AML/CFT 措置を適用することを義務付ける法律または規制を制定している ¹ | 実際に VASP を登録または認可している | 監督検査を実施し、または現在の検査計画に VASP を含めている。検査計画に含めている。 | VASP に対して強制措置またはその他の監督上の措置を講じている。 | VASP に関するトラベル規則を可決または制定している ⁽¹⁾ | R.15 格付け（改訂 FATF スタンドに照らして評価された場合） ³ および評価日 |
|---------|--------------------------------------|---------------------|--|-----------------------|--|-----------------------------------|--|--|
| アルゼンチン | なし | なし | はい | アルゼンチン | アルゼンチン | いいえ | いいえ | 該当なし |
| オーストラリア | はい | なし | はい | はい | はい | はい | 進行中 | 該当なし |
| オーストリア | はい | 実施中 | オーストリア | はい | はい | はい | はい | 該当なし |
| バハマ | はい | なし | バハマ | バハマ | バハマ | はい | はい | C (2022) |
| バーレーン | はい | なし | バーレーン | バーレーン | はい | はい | はい | LC (2022) |
| ベルギー | はい | なし | ベルギー | ベルギー | はい | はい | はい | 該当なし |
| ブラジル | はい | なし | 進行中 | ブラジル | ブラジル | はい | 進行中 | PC (2023) |
| カンボジア | 進行中 | 実施中 | 進行中 | 進行中 | 進行中 | 進行中 | 進行中 | NC (2021) |
| カナダ | カナダ | カナダ | カナダ | カナダ | カナダ | はい | はい | LC (2021) |

¹³方法論と規準に変更はないが、ユーザー数に関するオープンソース情報（以前の表で使用された包含閾値）がもはや自由にアクセスできないため、更新された表ではユーザー数について異なる包含閾値が使用されている。¹⁴FATF (2021) [Updated Guidance on a Risk-Based Approach for VASPs](#), para.199.

| 地域 | 仮想資産および VASP を対象としたリスクアセスメントを実施している。 | VASP の利用を明確に禁止している。 | VASP が登録またはライセンスを受け、AML/CFT 措置を適用することを義務付ける法律または規制を制定している ¹ | 実際に VASP を登録または認可している | 監督検査を実施し、または現在の検査計画に VASP を含めている。 | VASP に対して強制措置またはその他の監督上の措置を講じている。 | VASP に関するトラベル規則を可決または制定している ⁽¹⁾ | R.15 格付け (改訂 FATF スタンドに照らして評価された場合) ³ および評価日 |
|---------|--------------------------------------|---------------------|--|-----------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--|---|
| ケイマン諸島 | はい | なし | はい | はい | はい | はい | はい | LC (2021) |
| 中国 | はい | はい | 該当なし | 該当なし | 該当なし | 該当なし | 該当なし | LC (2020) |
| コロンビア | あり | 該当なし | 進行中 | なし | 進行中 | 進行中 | 進行中 | PC (2022 年) |
| キプロス | はい | なし | キプロス | キプロス | はい | はい | はい | LC (2023) |
| チェコ共和国 | はい | チェコ共和国 | チェコ共和国 | チェコ共和国 | チェコ共和国 | はい | はい | PC (2022) |
| デンマーク | はい | なし | デンマーク | はい | はい | はい | はい | PC (2021) |
| エジプト | はい | エジプト | 該当なし | 該当なし | 該当なし | はい | 該当なし | LC (2024) |
| エルサルバドル | はい | なし | あり | エルサルバドル | はい | はい | はい | 該当なし |
| エストニア | はい | なし | エストニア | エストニア | エストニア | はい | はい | PC (2024 年) |

すべての FATF 加盟国および重要な VASP を有する国・地域が R.15 の輸入事業者に向けて取った措置の表

| 国・地域 | 仮想資産と VASP を対象としたリスクアセスメントを実施している。 | VASP の利用を明確に禁止している | VASP が登録またはライセンスされ、AML/CFT 措置を適用することを義務付ける法律/規制を制定している ¹ | 実際に VASP を登録またはライセンスしている | 監督検査を実施し、または現在の検査計画に VASP を含めている。 | VASP に対して強制措置またはその他の監督上の措置を講じている。 | VASP に関するトラベル規則を可決または制定している ¹ | R.15 格付け (改訂 FATF スタンドに照らして評価された場合) ³ および評価日 |
|--------|------------------------------------|--------------------|---|--------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--|---|
| エチオピア | エチオピア | エチオピア | 該当なし | 該当なし | 該当なし | 該当なし | 該当なし | PC (2021 年) |
| フィンランド | 該当なし | 該当なし | フィンランド | フィンランド | フィンランド | いいえ | はい | PC (2021) |
| フランス | はい | なし | フランス | フランス | はい | はい | はい | LC (2022) |
| ドイツ | はい | なし | ドイツ | ドイツ | はい | はい | はい | LC (2022) |
| ジブラルタル | はい | ジブラルタル | ジブラルタル | ジブラルタル | はい | はい | はい | LC (2021) |
| ギリシャ | 進行中 | 実施中 | 実施中 | ギリシャ | ギリシャ | はい | はい | 該当なし |
| 中国、香港 | 香港 | 香港 | 香港 | 香港 | 香港 | はい | はい | PC (2023) |

| 国・地域 | 仮想資産と VASP を対象としたリスクアセスメントを実施している。 | VASP の利用を明確に禁止している | VASP が登録またはライセンスされ、AML/CFT 措置を適用することを義務付ける法律／規制を制定している ¹ | 実際に VASP を登録またはライセンスしている | 監督検査を実施し、または現在の検査計画に VASP を含めている。 | VASP に対して強制措置またはその他の監督上の措置を講じている。 | VASP に関するトラベル規則を可決または制定している ¹ | R.15 格付け（改訂 FATF スタンドに照らして評価された場合） ³ および評価日 |
|----------|------------------------------------|--------------------|---|--------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--|--|
| アイスランド | はい | なし | はい | はい | はい | いいえ | 進行中 | PC（2018年） |
| インド | はい | インド | インド | インド | はい | はい | はい | 該当なし |
| インドネシア | はい | なし | はい | はい | インドネシア | はい | はい | LC（2023） |
| アイルランド | はい | なし | アイルランド | アイルランド | はい | いいえ | はい | LC（2022） |
| イスラエル | はい | なし | はい | はい | はい | はい | はい | LC（2022） |
| イタリア | イタリア | イタリア | イタリア | イタリア | イタリア | いいえ | はい | 該当なし |
| 日本 | 日本 | なし | 日本 | 日本 | 日本 | はい | はい | LC（2021） |
| カザフスタン | カザフスタン | カザフスタン | カザフスタン | カザフスタン | カザフスタン | いいえ | はい | PC（2023年） |
| ケニア | はい | なし | 進行中 | ケニア | いいえ | いいえ | 進行中 | NC（2022年） |
| リトアニア | はい | 実施中 | リトアニア | リトアニア | はい | はい | はい | PC（2020年） |
| ルクセンブルク | はい | なし | ルクセンブルク | ルクセンブルク | ルクセンブルク | はい | はい | LC（2023） |
| マレーシア | はい | なし | はい | マレーシア | はい | はい | はい | 該当なし |
| マルタ | はい | なし | マルタ | マルタ | マルタ | はい | はい | LC（2021） |
| メキシコ | はい | なし | はい | はい | はい | はい | はい | LC（2021） |
| モロッコ | モロッコ | はい | 該当なし | 該当なし | 該当なし | 該当なし | 該当なし | PC（2024年） |
| オランダ | なし | なし | オランダ | オランダ | いいえ | はい | はい | PC（2022） |
| ニュージーランド | はい | なし | なし | いいえ | はい | はい | 進行中 | LC（2022） |
| ナイジェリア | はい | ナイジェリア | ナイジェリア | ナイジェリア | ナイジェリア | はい | はい | PC（2022） |
| ノルウェー | はい | なし | ノルウェー | ノルウェー | はい | はい | 進行中 | LC（2023） |
| フィリピン | はい | 実施中 | フィリピン | フィリピン | フィリピン | はい | はい | PC（2020年） |
| ポーランド | はい | ポーランド | ポーランド | ポーランド | ポーランド | はい | はい | PC（2024年） |

| 国・地域 | 仮想資産と VASP を対象としたリスクアセスメントを実施している。 | VASP の利用を明確に禁止している | VASP が登録またはライセンスされ、AML/CFT 措置を適用することを義務付ける法律/規制を制定している ¹ | 実際に VASP を登録またはライセンスしている | 監督検査を実施し、または現在の検査計画に VASP を含めている。 | VASP に対して強制措置またはその他の監督上の措置を講じている。 | VASP に関するトラベル規則を可決または制定している ¹ | R.15 格付け (改訂 FATF スタンドに照らして評価された場合) ³ および評価日 |
|----------------------|------------------------------------|--------------------|---|--------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--|---|
| バキスタン | はい | なし | 進行中 | いいえ | いいえ | いいえ | 進行中 | PC (2020 年) |
| ポルトガル | はい | 実施中 | ポルトガル | ポルトガル | ポルトガル | はい | はい | 該当なし |
| 韓国 | はい | なし | 韓国 | 韓国 | 韓国 | はい | はい | 該当なし |
| ロシア連邦* | はい | 未定 | 未定 | 未定 | 未定 | いいえ | 未定 | PC (2023) |
| セントビンセントおよびグレナディーン諸島 | なし | なし | なし | なし | いいえ | いいえ | 進行中 | PC (2024 年) |
| サウジアラビア | はい | はい | 該当なし | 該当なし | 該当なし | 該当なし | 該当なし | 該当なし |
| セーシェル | 該当なし | 該当なし | なし | 該当なし | 進行中 | はい | はい | NC (2020) |
| シンガポール | はい | シンガポール | シンガポール | シンガポール | シンガポール | はい | はい | 該当なし |
| 南アフリカ | はい | なし | 南アフリカ | 南アフリカ | はい | いいえ | いいえ | LC (2024 年) |
| スペイン | はい | なし | スペイン | スペイン | スペイン | 進行中 | はい | 該当なし |
| スウェーデン | はい | スウェーデン | スウェーデン | スウェーデン | スウェーデン | はい | はい | LC (2020) |
| スイス | はい | いいえ | スイス | スイス | スイス | はい | はい | LC (2020) |
| タイ | はい | なし | タイ | タイ | タイ | はい | 進行中 | LC (2021) |
| トルコ | トルコ | トルコ | トルコ | トルコ | はい | はい | はい | PC (2023) |
| ウクライナ | はい | なし | 進行中 | ウクライナ | ウクライナ | いいえ | はい | PC (2020 年) |
| アラブ首長国連邦 | アラブ首長国連邦 | なし | アラブ首長国連邦 | アラブ首長国連邦 | アラブ首長国連邦 | はい | はい | PC (2021) |
| 英国 | はい | なし | 英国 | 英国 | はい | はい | はい | LC (2022) |
| 米国 | はい | 米国 | 米国 | 米国 | はい | はい | はい | LC (2020) |
| ベネズエラ | はい | いいえ | はい | はい | はい | はい | はい | PC (2023 年) |
| ベトナム | はい | 未定 | 未定 | 未定 | いいえ | いいえ | いいえ | NC (2022 年) |
| バーズン諸島 | はい | なし | はい | はい | はい | はい | はい | LC (2024) |

注：* FATF は 2023 年 2 月 24 日、ロシア連邦の加盟を停止した。

¹ 法域は、法案提出、法律草案発行、法律草案に関する公開協議等を行った場合、法律／規制の可決／制定が進行中であるとみなされる。

² 第 3～7 列の要素（免許／登録、検査／監督／施行、トラベル規則）は、VASP を禁止している法域には関連しないため、該当なし（N/A）とした。

³ この欄は、R.15 に関する改訂 FATF 標準に照らして評価された国・地域が獲得した格付けのことである。この格付けは、VA 及び VASP に関する FATF 基準（FATF2025 自己報告調査（2025 年 2 月 21 日から 4 月 30 日まで実施）に基づき 37 欄に示されている要素）の輸入事業者の現在の進捗状況を反映していない可能性があることに留意することが重要である。VA 及び VASP に関する改訂 FATF 基準に対する評価を受けていない国・地域については、R.15 の格付けは該当なし（N/A）となっている。

出典 FATF2025 のグローバル・ネットワーク調査（2025 年 2 月 21 日から 4 月 30 日まで実施）、相互評価およびフォローアップ評価報告書、関係国・地域からの情報。

注：* FATF は 2023 年 2 月 24 日、ロシア連邦の加盟を停止した。